

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 食品監視指導対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail： c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 14,431千円 (前年度予算額：15,128千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	15,128	0	0	15,128	0	0	0	0	0
要求額	14,431	0	0	14,431	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

食中毒等の食品事故 (令和元年度食中毒：7件) が依然として発生しており、事故の未然防止のため食品関係営業施設に対して監視指導を継続的に実施するとともに、発生時の迅速対応及び被害拡大防止のための措置を的確に講ずる必要がある。

(2) 事業内容

食品衛生法及び岐阜県食品衛生条例に基づき、食品営業施設に対する監視指導を実施している。また、食中毒事案に対する対応及び検査技術の向上を図るため研修等を実施する。

ア 食品営業施設に対する監視指導

食品営業施設について、取扱う食品の種類や営業の特性、規模等により危害度分類を行い、特に高度な衛生管理が必要な施設における事故防止を中心として監視指導を実施する。

イ 保健所検査技術職員研修

検査技術の向上を図るため研修を実施する。

ウ 試験検査精度確保 (GLP) 対策

試験検査の精度確保のため標準作業手順の策定・改訂を行う。また、食品検査の信頼性確保のため内部検査を行うとともに外部機関の実施する精度管理（技能試験）に参加する。

エ 食中毒事故防止調査事業

県内を流通する食品の細菌汚染実態調査を行い、その結果に基づき食品等事業者に対する衛生対策に関する助言、指導及び一般消費者に対する啓発を行う。

オ 調査検査等経費

食中毒事案等に対する調査及び原因究明のための検査を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

食品衛生法及び岐阜県食品衛生条例に基づき県が実施すべき業務なので、県が全額負担する。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	2,137	立入検査、会議参加、研修参加
需用費	9,790	検査消耗品、印刷製本費、光熱費、修繕料
役務費	1,548	郵送料（成績書、許可継続案内等）
委託料	485	業務委託料（外部精度管理実施費用等）
その他	471	報償費、研修負担金、使用料（高速道路料金）
合計	14,431	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画（第4期）及び毎年度策定する食品衛生監視指導計画において食中毒の防止対策等の推進を位置づけ。

(2) 国・他県の状況

他県においても食品衛生法に基づき毎年度食品衛生監視指導計画を策定し計画的に監視指導を実施している。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 毎年度策定する「岐阜県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係業者等に対する重点的かつ効果的な監視指導、正確な食品等の試験検査、関係職員の知識及び技術向上のための研修等を実施することにより、県民の健康並びに安全・安心な食生活の確保を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
		(H20)	(H25)	(前々年度末時点) (R1)		
営業許可施設監視指導目標達成率	—	116.6%	137.7%	214.8%	100%	214.8%
集団給食施設監視指導目標達成率	—	105.0%	116.1%	142.0%	100%	142.0%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- （1）食品営業許可施設の監視指導 22,480回
- （2）集団給食施設に対する監視指導 859回
- （3）集団給食施設の食品検査 90検体 延べ253項目
- （4）県内乳処理施設の食品検査 125検体 延べ740項目
- （5）職員の教育訓練等
 - 県主催食品衛生監視員研修会（R1：4回開催 139名参加）
 - 東海北陸ブロック食品衛生監視員研修会（R02 書面開催）
 - 全国食品衛生監視員研修会（R01：9名参加）
 - 保健所検査担当者研修会（R01：3回開催、52名参加）
- （6）食中毒及びその疑いのある事例検査
 1,028検体、延べ9,436項目（理化学検査、細菌検査、ウイルス検査）

(前年度の成果)

<p>・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果</p> <p>(1) 食品営業施設に対する監視指導については、「食品営業施設の危害度分類」に基づき監視指導を行い食品営業施設の衛生確保を図った。</p> <p>(2) 集団給食施設に対する監視指導について、施設における調理取扱数量に応じて監視指導を実施し、集団給食施設の衛生確保を図った。</p> <p>(3) 各種研修を通じて習得した知識や技術を活用し、食品の安全性確保に関する指導等を専門的な立場から適切に実施するよう努めた。</p> <p>(4) 食中毒の原因施設に対し被害拡大防止の観点から行政処分（営業禁止6件）を行うとともに、再発防止指導を行った。</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）</p> <p>○：必要性が高い △：必要性が低い</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>食の安全性の確保に対する県民の関心は高く、県が主体的に安全性の確保に向けた取り組みを積極的に行う必要がある。また、食品衛生法の規定に基づき、県が実施すべき事業である。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）</p> <p>○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている</p> <p>△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>事業者が法令で定められた基準を遵守しているか監視するとともに、必要に応じて収去検査を実施し科学的根拠に基づいた指導を実施することにより、安全な食品の製造及び流通に必要な衛生レベルの維持向上を図っている。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）</p> <p>○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>岐阜県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、重点監視施設、重点監視事項を定め、効率的かつ効果的な監視指導を行っている。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>食の安全性の確保するため、各種事業を継続的に実施するとともに、腸管出血性大腸菌食中毒や自然毒による食中毒等、患者が重症例となる食中毒の調査対応には、一層迅速かつ適正に対応する必要がある。</p>

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

新たな食品衛生上の課題に対応するため、県民の意見を踏まえた岐阜県食品衛生監視指導計画を策定するとともに、本計画に基づいて監視指導を実施し、引き続き、県民の健康及び安全・安心な食生活の確保を図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	